

令和2年4月17日

保護者の皆様へ

東大阪市子どもすこやか部長

(変更のお知らせ) 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためご理解とご協力をいただいております。

以下の2点の内容を変更しましたのでお知らせします。

- ① 在宅で子育てができるため登園を自粛していただいている方に対して、当面の間、保育料(利用者負担額)の日割り計算を行います。(0～2歳児で保育料が発生している方が対象です)

4月以降も、当面の間、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために登園自粛をされた方には、その日数分の保育料を日割り計算します。「還付」という形で対応しますので、保育料はいったんお支払ください。自粛をしていただいた日数については登園施設に照会しますので、日割り計算のための申請手続きは必要ありませんが、還付金振込のための手続きは必要な場合がありますのでご協力をお願いします。

- ② 令和2年4月1日入園に係る育児休業復帰期限を令和2年5月31日(日)から令和2年6月30日(火)に再延長します。

東大阪市子どもすこやか部子育て支援室

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

【利用者負担額の決定、育児休業復帰期限の設定について】

施設利用相談課 TEL: 06-4309-3202

【利用者負担額の還付について】

施設給付課 TEL: 06-4309-3195

※私立認定こども園、小規模保育施設を利用されている方は施設からの還付になります。